

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、変化の激しい経営環境下において企業競争力を強化しつつ企業価値の継続的な向上を図るとともに、経営監視体制を一層充
実させ、経営の健全性、透明性、迅速性を高めていくコーポレート・ガバナンスの構築を経営の重要課題として捉えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 綾子	479,600	8.30
村井 昭	352,100	6.09
テセック社員持株会	238,200	4.12
山村 博	230,400	3.99
長谷川 晶己	197,828	3.42
日本生命保険(相)	186,000	3.22
勝田 知男	177,100	3.06
北田 則行	173,000	2.99
富谷 弘	170,900	2.96
(株)りそな銀行	164,000	2.84

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 機械

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 4 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行うとともに、監査役会は会計監査人と定例の会合をもち、報告を受け意見交換を行っております。

また、監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保ち、内部監査の結果を活用するよう努めるとともに、監査上の必要性に従い、内部監査部門から情報を求め、また特定事項の調査を依頼することができます。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
南 忠良	他の会社の出身者													
宮 直仁	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南 忠良	○	――	他社の取締役としての見識と経験を有し、当社社外監査役として、今後とも経営の監督とチェック機能を十分果たすことができると判断し、選任しています。 なお、一般株主との利益相反を生ずることがないと認められるため、独立役員に指定しています。
宮 直仁	○	八洲電機(株)社外監査役 野村不動産オフィスファンド投資法人監督役員 (株)ツクイ社外取締役 双葉監査法人会長代表社員 宮直仁公認会計事務所所長	公認会計士としての見識と経験を有し、企業会計の専門家として、経営の監督とチェック機能を十分果たすことが可能であると判断したため選任しています。 なお、一般株主との利益相反を生ずることがないと認められるため、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数2 名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成17年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、平成19年6月に役員賞与を廃止したことに伴い、業績連動型報酬制度へ移行いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無更新あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年3月期における報酬につきましては次のとおりです。
取締役を支払った報酬 65百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、監査役の職務を補助する専門部門・スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて専任スタッフを置くことにしております。なお、スタッフの任命・異動等人事権に係る決定は、事前に監査役全員の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営の方針や法令などで定められた事項およびその他経営に関する重要事項の決定、報告は、原則毎月1回開催する取締役会のほか、必要に応じて臨時に開催される取締役会で行われます。業務執行上重要な事項や諸課題については、取締役で構成され、原則週1回開催される経営委員会で審議が行われ、同委員会が社長による業務意思決定を補佐しております。

監査役会は3名で構成されております。構成は、常勤監査役1名、非常勤監査役(社外監査役)2名であります。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、取締役会その他重要な会議の出席や調査などにより、取締役の職務執行を監視できる体制となっております。

なお、内部監査部門として社長直轄組織の内部監査室(室員4名)を設置しており、年間監査計画を每期策定し、社内各部門監査を定期的実施することにより、内部統制機能の充実を図っております。

また、会計監査については、会計監査人は有限責任あずさ監査法人を選任しており、監査役会および内部監査室と必要に応じて相互に情報交換および意見の交換を行うことによって監査の質的向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度の強化をコーポレートガバナンスの基本と考えており、社外の視点から取締役の業務執行を監督するため、監査役3名のうち2名の社外監査役を招聘しております。常勤監査役および独立性を確保した2名の社外監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担に従い、取締役会や必要に応じて各重要会議への出席、および業務執行状況、経営状態の調査等を通じ、取締役の職務の執行の監督を行っており、経営監視機能は十分に機能する体制となっております。

当社は、近年の厳しい経営状況下、業績の早期回復を経営の最優先課題として捉え、役員数の削減や希望退職者の募集等により経営コストを削減することで、全社一丸となって収益構造の抜本的改善を図ってまいりました。

現在の取締役数は会社規模等に鑑み、機動的な経営を行ううえで適正なものであり、また、現取締役会の構成で十分な牽制機能も働いているものと認識しております。

以上のことから、現時点では社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算に関する説明会を定期的に行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信、四半期決算短信)、適時開示資料、財務情報、決算説明会資料等を公開しております。 (URL http://www.tesec.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務人事部 総務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成18年3月にISO14001を認証取得しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。

1. 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および当社子会社の役員および社員が法令遵守と高い倫理観に基づく職務を執行できるよう、行動指針として経営理念に則った「行動規範」を掲げ、コンプライアンス体制の確立により当社グループの社内においてこれを周知徹底させる。
コンプライアンス体制確立のため、コンプライアンス総括責任者(役員)を任命し、コンプライアンスの推進、教育、研修の実施によりコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
また、社長直轄の内部監査室が実施する部門監査を通じて、全ての職務が法令、定款および社内規程に準拠して適切に執行されているかを定期的に調査・検証し、これを取締役および監査役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役および監査役は「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社および当社子会社の組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は、当社社長が議長を務める経営委員会が行い、当社および当社子会社各部門の所管業務に付随するリスクについては、部門毎の管理体制とし当該部門が関連規程に基づくマニュアルやガイドラインの作成、整備等を行う。
なお、当会社製品については、別途、品質委員会を設置して安全性確保・品質向上について定期的に見直しを行うものとする。
4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役で構成される経営委員会を原則週1回開催し、取締役会への付議事項の事前審議を行うとともに、業務執行に係る意思決定を機動的に行う。
取締役の職務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、各々の責任者および責任・執行手続きの詳細を定めるものとする。また、当社子会社においても定時取締役会および随時開催される臨時取締役会において経営の重要事項および個別案件の決議を随時行うものとする。
5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社子会社それぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を定めた「関係会社管理規程」および「海外現地法人管理基準」に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、グループ全体としての経営管理体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確立する。
また、子会社がグループ計画に基づいた施策と効率的な業務運営を図るため、役員の派遣を行うとともに定期的に関係会社連絡会議を開催し、必要事項を当社取締役・監査役に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項ならびに社員の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助する専門部門・スタッフは配置していないが、必要に応じて専任スタッフを置くこととする。
スタッフの任命・異動等人事権に係る決定は、事前に監査役全員の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保するものとする。
7. 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役等および従業員が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社ならびに当社子会社の取締役および従業員は、当社および当社子会社の業務または業績に重要な影響を与える事実、職務上の法令違反または不正な行為その他これらに準ずる事実ならびにその恐れのある事実を発見したときは、遅延なく監査役に報告するものとする。
当社および当社子会社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
なお、上記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して報告を求めることができるものとする。
また、監査役は、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、監査役会を原則月1回開催する。
さらに、会計監査人からは会計監査内容について、内部監査室からは業務監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図るとともに、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用を請求したときは、当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
9. 反社会的勢力の排除に向けた体制
社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断する。
また、不当な要求等に対しては警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。
10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行なうとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行なうものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力およびこれに類する団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断するものとします。
また、不当な要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

当社は重要な会社情報の適時適切な開示を実施するため、以下に示す社内体制を構築して迅速な情報管理・統制を図っております。

1. 決定情報および発生情報

関連各部・子会社より担当役員を通じて業務執行・決定機関である取締役会および経営委員会に伝達・承認された後、情報開示担当役員より速やかに情報取扱責任部門である総務人事部に報告されます。

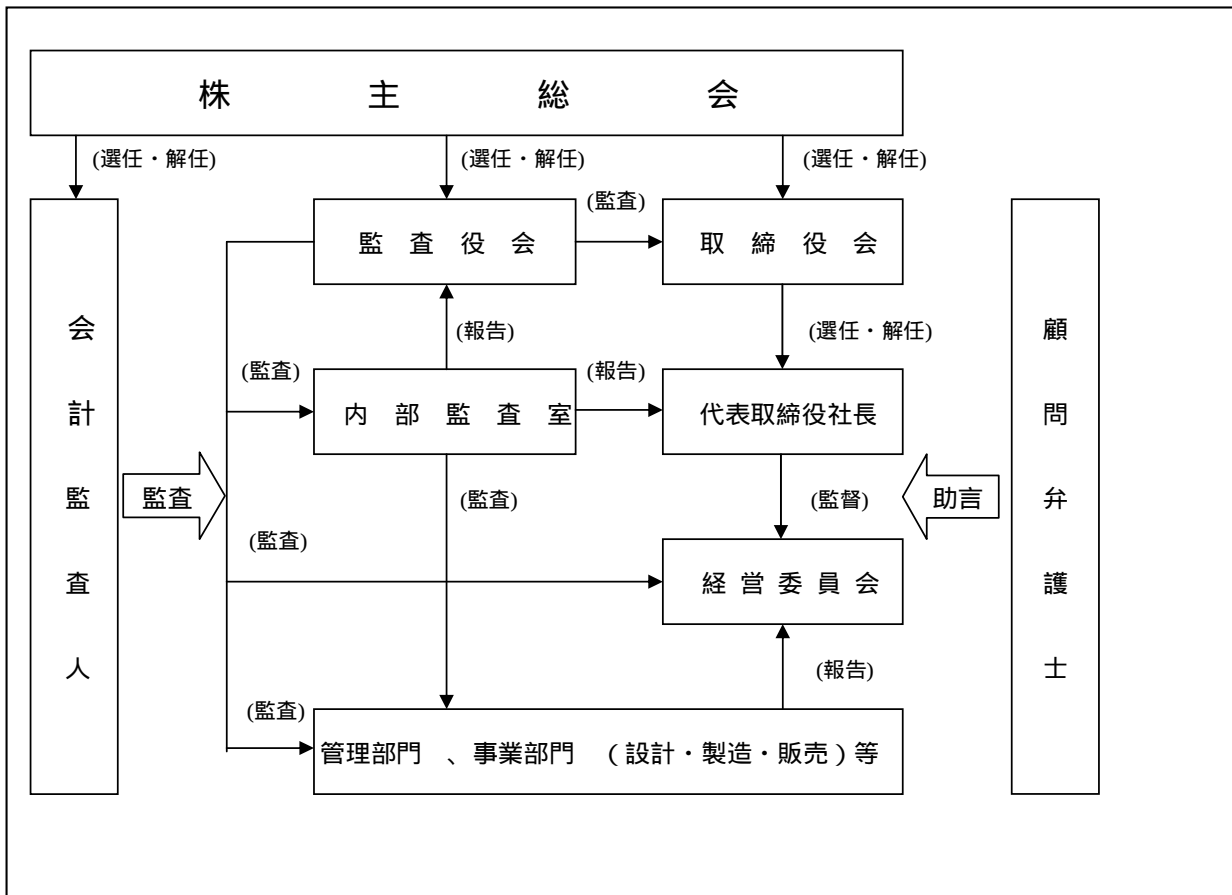
2. 決算情報

経理部が資料を作成し担当役員を通じて取締役会に諮り・承認された後、情報開示担当役員より速やかに情報取扱責任部門である総務人事部に報告されます。

3. 情報開示

情報取扱責任部門である総務人事部に収集・報告された会社情報は、適時開示規則等に従い開示の要否判定を行い、内部監査部門である内部監査室の検証を経て、TDnet・EDINET・ホームページにより開示されます。

【コーポレートガバナンス体制の概要(模式図)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

